

川越市介護予防・日常生活支援総合事業サービスコード

訪問型サービス(平成27年4月1日以降新規に指定された事業者用)サービスコード表

サービスコード		サービス内容略称	算定項目			合成 単位数	算定単位		
種類	項目								
A2	1111	訪問型独自サービスⅠ	(1) 1週当たりの標準的な回数を定める場合	ア 1週に1回程度の場合 1,176単位		1,176	1月につき		
A2	2111	訪問型独自サービスⅠ日割			日割の場合	39	1日につき		
A2	1211	訪問型独自サービスⅡ		イ 1週に2回程度の場合 2,349単位		2,349	1月につき		
A2	2211	訪問型独自サービスⅡ日割			日割の場合	77	1日につき		
A2	1321	訪問型独自サービスⅢ		ウ 1週に2回を超える程度の場合 3,727単位		3,727	1月につき		
A2	2321	訪問型独自サービスⅢ日割			日割の場合	123	1日につき		
A2	2411	訪問型独自サービス2Ⅰ	(2) 1月当たりの回数を定める場合	ア 標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合			287	1回につき	
A2	2511	訪問型独自サービス2Ⅱ		イ 生活援助が中心である場合	(7) 所要時間20以上45分未満の場合		179		
A2	2621	訪問型独自サービス2Ⅲ			(イ) 所要時間45分以上の場合		220		
A2	1411	訪問型独自短時間サービス		ウ 短時間の身体介護が中心である場合			163		
A2	C211	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算ⅠⅠ		高齢者虐待防止措置未実施減算	(1) 1週当たりの標準的な回数を定める場合	ア 1週に1回程度の場合	-12		1月につき
A2	C220	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算ⅠⅠ日割				日割の場合	-1		1日につき
A2	C212	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算ⅠⅡ	イ 1週に2回程度の場合			-23	1月につき		
A2	C213	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算ⅠⅡ日割	日割の場合			-1	1日につき		
A2	C214	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算ⅠⅢ	ウ 1週に2回を超える程度の場合			-37	1月につき		
A2	C215	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算ⅠⅢ日割	日割の場合			-1	1日につき		
A2	C216	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算2Ⅰ	(2) 1月当たりの回数を定める場合		ア 標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合			-3	1回につき
A2	C217	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算2Ⅱ			イ 生活援助が中心である場合	(7) 所要時間20分以上45分未満の場合	-2		
A2	C218	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算2Ⅲ				(イ) 所要時間45分以上の場合	-2		
A2	C219	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算 短時間			ウ 短時間の身体介護が中心である場合			-2	
A2	D211	訪問型独自業務継続計画未策定減算ⅠⅠ	業務継続計画未策定減算	(1) 1週当たりの標準的な回数を定める場合	ア 1週に1回程度の場合	-12	1月につき		
A2	D220	訪問型独自業務継続計画未策定減算ⅠⅠ日割			日割の場合	-1	1日につき		
A2	D212	訪問型独自業務継続計画未策定減算ⅠⅡ			イ 1週に2回程度の場合	-23	1月につき		
A2	D213	訪問型独自業務継続計画未策定減算ⅠⅡ日割			日割の場合	-1	1日につき		
A2	D214	訪問型独自業務継続計画未策定減算ⅠⅢ			ウ 1週に2回を超える程度の場合	-37	1月につき		
A2	D215	訪問型独自業務継続計画未策定減算ⅠⅢ日割			日割の場合	-1	1日につき		
A2	D216	訪問型独自業務継続計画未策定減算2Ⅰ		(2) 1月当たりの回数を定める場合	ア 標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合			-3	1回につき
A2	D217	訪問型独自業務継続計画未策定減算2Ⅱ			イ 生活援助が中心である場合	(7) 所要時間20分以上45分未満の場合	-2		
A2	D218	訪問型独自業務継続計画未策定減算2Ⅲ				(イ) 所要時間45分以上の場合	-2		
A2	D219	訪問型独自業務継続計画未策定減算 短時間			ウ 短時間の身体介護が中心である場合			-2	
A2	6001	訪問型独自サービス同一建物減算Ⅰ	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合			所定単位数の 10% 減算	1月につき		
A2	6003	訪問型独自サービス同一建物減算2	事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合			所定単位数の 15% 減算			
A2	6002	訪問型独自サービス同一建物減算3	同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合			所定単位数の 12% 減算			
A2	8000	訪問型独自サービス特別地域加算	特別地域加算			所定単位数の 15% 加算	1月につき		
A2	8001	訪問型独自サービス特別地域加算日割				所定単位数の 15% 加算	1日につき		
A2	8002	訪問型独自サービス特別地域加算回数				所定単位数の 15% 加算	1回につき		
A2	8100	訪問型独自サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算			所定単位数の 10% 加算	1月につき		
A2	8101	訪問型独自サービス小規模事業所加算日割				所定単位数の 10% 加算	1日につき		
A2	8102	訪問型独自サービス小規模事業所加算回数				所定単位数の 10% 加算	1回につき		
A2	8110	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算			所定単位数の 5% 加算	1月につき		
A2	8111	訪問型独自サービス中山間地域等加算日割				所定単位数の 5% 加算	1日につき		
A2	8112	訪問型独自サービス中山間地域等加算回数				所定単位数の 5% 加算	1回につき		
A2	4001	訪問型独自サービス初回加算	初回加算			200単位加算	200		
A2	4003	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	生活機能向上連携加算	ア 生活機能向上連携加算(Ⅰ)		100単位加算	1月につき		
A2	4002	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ		イ 生活機能向上連携加算(Ⅱ)		200単位加算		200	
A2	6102	訪問型独自口腔連携強化加算	口腔連携強化加算			50単位加算	50	1回につき	
A2	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	介護職員処遇改善加算	ア 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)		所定単位数の 245/1000 加算	1月につき		
A2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ		イ 介護職員処遇改善加算(Ⅱ)		所定単位数の 224/1000 加算			
A2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		ウ 介護職員処遇改善加算(Ⅲ)		所定単位数の 182/1000 加算			
A2	6280	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅳ		エ 介護職員処遇改善加算(Ⅳ)		所定単位数の 145/1000 加算			